

# 刑事判例研究(6)

中央大学刑事判例研究会

刑法二〇八条の二第一項前段の危険運転致死傷罪の正犯者である職場の後輩がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら、車両の発進を了解し、同乗して運転を黙認し続けた行為について、同罪の幫助罪が成立するとされた事例

水 落 伸 介

〔最高裁判平成二三年(あ)第二二四九号、危険運転致死傷幫助被告事件、平成二五年四月一五日第三小法廷決定、上告棄却、刑集六七卷四号四三七頁、判時二二〇二号一四四頁、判タ一三九四号一三九頁〕

## 【事実の概要】

被告人X(当時四五歳)及び被告人Y(当時四三歳)は、運送会社に勤務する同僚運転手であり、同社に勤務するA(当時三二歳)とは、仕事の指導等をする先輩の関係にあるのみならず、職場内の遊び仲間でもあった。

被告人兩名は、平成二〇年二月一七日午後一時三〇分頃から同日午後六時二〇分頃までの間、飲食店でAらと共に飲酒をしたところ、Aが高度に酩酊した様子をその場で認識したばかりでなく、更に飲酒をするため、別の場所に向かつてAがスポーツカータイプの普通乗用自動車（以下「本件車両」という）で疾走する様子を後から追う車内から見、<sup>1</sup>「あんなに飛ばして大丈夫かな」などと話し、Aの運転を心配するほどであった。

被告人兩名は、目的の店に到着後、同店駐車場に駐車中の本件車両に乗り込んで、Aと共に同店の開店を待つうち、同日午後七時一〇分前後頃、Aから、「まだ時間あるんですよ。一回りしてきましょうか」などと、開店までの待ち時間に、本件車両に被告人兩名を同乗させて付近の道路を走行させることとの了解を求められた折、被告人Xが、顔をAに向けて頷くなどし、被告人Yが、「そうしようか」などと答え、それぞれ了解を与えた。

これを受けて、Aは、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で、上記駐車場から本件車両を発進させてこれを走行させ、これにより、同日午後七時二五分頃、埼玉県熊谷市内の道路において、本件車両を時速一〇〇ないし一二〇キロメートルで走行させて対向車線に進出させ、対向車二台に順次衝突させて、その乗員のうち二名を死亡させ、四名に傷害を負わせる本件事故を起した。<sup>1</sup>被告人兩名は、その間、先に了解を与えた態度を変えず、Aの運転を制止することなく本件車両に同乗し、これを黙認し続けていた。

第一審判決（さいたま地裁平成二三年二月一四日刑集六七卷四号五〇五頁参照）は、「Aが、被告人兩名に対して、当初の目的とは異なる本件車両を発進、走行させることを提案し、被告人兩名が了解を与えた」という「事態の推移に加えて、既に見た被告人兩名とAとの関係……を併せ考えれば、被告人兩名が了解を与えたことにより、Aが、単に自身の提案が受け入れられたと認識したに留まらず、本件車両を走行させる意思をより強固なものにしたことは明らかというべきである。そうすると、被告人兩名が了解を与えたことは、Aの犯行を容易にさせる行為に当たると認められる」とし、これに加えて了解について幫助の故意を認定した。さらに、「被告人兩名には、Aが本件車両を走行させることを制止しなければならぬ作為義務があったことは明らかである」とこ

ろ、Aが前述の「駐車場から本件車両を発進、走行させて本件事故に至るまでに十数分の時間的間隔があったことを併せ考えれば、被告人兩名において、Aに対して、本件車両を走行させることを止めるよう指示、説得することが可能かつ容易であり、また、Aも、先輩である被告人兩名から指示、説得されれば、走行を継続することに心理的な障害が生じたと認められるから、被告人兩名が制止しなかったことにより、Aの犯行が容易になったことは明らかである」ので、「被告人兩名の黙認は、Aの犯行を容易にさせる行為に当たると認められる」とし、これに加えて黙認についても幫助の故意を認定した上で、「被告人兩名には、いずれも了解及び黙認の一連の幫助による危険運転致死傷幫助罪が成立する」と述べて、被告人兩名をそれぞれ懲役二年に処した（求刑それぞれ懲役八年）。

これに対して、各被告人の行為を刑法六二条一項の幫助に該当するとした原判決には法令適用の誤りがあるなどと主張して控訴がなされたところ、控訴審判決（東京高判平成二三年一月一七日前掲刑集五三二頁参照）は、次のように述べてこれを棄却した。すなわち、「被告人Xの了解・黙認が幫助行為として処罰の対象とされるのは、単に危険運転行為に対し了解・黙認をしたとの一事によるのではなく、本件が」前述の「とおりの事案であり、Aとの関係、犯行に至るまでの経緯等の状況に照らしてその了解・黙認が処罰に値する実質が備わった幫助行為と認められたからであって、その点に法令適用の誤りはなく、」また、「Aが『一回りしてきましょうか』などと被告人兩名に尋ねた理由は、発進には被告人兩名の意向を確認し了解を求める必要があると感じたことにあり、このことは、日頃周囲を含めて信頼を集めていた被告人Xのみならず、それと対比すれば関わりは薄かった被告人Yについても、それまで共に飲酒した経緯に加え、その年齢や経歴等の差から先輩として了解を求めたものであると理解されるので、」被告人兩名の了解・黙認がAの犯行を容易にしたとの認定に誤りはない。

本件は、これに対して、被告人兩名に危険運転致死傷幫助罪は成立しないなどと主張して上告がなされたものである。

## 【決定要旨】

上告棄却。

弁護人らの上告趣意は、いずれも刑法四〇五条の上告理由に当たらないとしつつ、被告人兩名に対する危険運転致死傷幫助罪の成否について、職権で以下のように判断した。

「刑法六二条一項の従犯とは、他人の犯罪に加功する意思をもって、有形、無形の方法によりこれを幫助し、他人の犯罪を容易ならしむるものである（最高裁昭和二四年（れ）第一五〇六号同年一〇月一日第二小法廷判決・刑集三卷一〇号一六二九頁参照）ところ……Aと被告人兩名の關係、Aが被告人兩名に本件車両発進につき了解を求めるに至った経緯及び状況、これに対する被告人兩名の応答態度等に照らせば、Aが本件車両を運転するについては、先輩であり、同乗している被告人兩名の意向を確認し、了解を得られたことが重要な契機となっている一方、被告人兩名は、Aがアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら、本件車両発進に了解を与え、そのAの運転を制止することなくそのまま本件車両に同乗してこれを黙認し続けたと認められるのであるから、上記の被告人兩名の了解とこれに続く黙認という行為が、Aの運転の意思をより強固なものにするにより、Aの危険運転致死傷罪を容易にしたことは明らかであつて、被告人兩名に危険運転致死傷幫助罪が成立するといふべきである。これと同旨の原判断は相当である。」

## 【研究】

## 1 はじめに

本件は、危険運転致死傷罪に対して幫助犯の成立が認められた初めての事案である。後述のように、これまでも道交法上の酒酔い運転や酒気帯び運転などに対して幫助犯の成立が認められた事案は散見されるところ、これらの裁判

例と本件とは何が異なっていたのであるうか。以下では、まず従来の類似裁判例を概観し、次いで本件各審級の判断枠組みを確認した上で、本決定に検討を加えることとしたい。

なお、危険運転致死傷罪は結果的加重犯の形態をとっているため、そもそも結果的加重犯に対して幫助犯が成立するの否か、さらには加重結果について過失を要求する立場からは過失犯に対して幫助犯が成立するの否かも本件において問題となり得るが、本稿ではこの問題には立ち入らず、これらの場合に幫助犯の成立を肯定することができ、ということ的前提に検討を進めていきたい。<sup>(2)</sup>

## 2 類似裁判例

はじめに、道交法違反の罪に対する幫助を扱った裁判例を概観する。まず、①札幌地判昭和四八年一〇月五日判タ三〇四号二九二頁は、正犯者が酒に酔い正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、正犯者に自己の運行管理する自動車運転させた被告人について、酒酔い運転の幫助の成立を認めた。また、②最判昭和四四年一月一日集刑二一六号二四三頁は、幫助犯についての必要的減輕を看過したことに対する非常上告の事案ではあるものの、正犯者が酒に酔った状態で自動車運転した際、その助手席に同乗し左折右折の道案内をつとめた被告人について、酒酔い運転の幫助の成立を認めている。さらに、③札幌高判平成一七年八月一八日高刑集五八卷三号四〇頁（主たる争点は犯人が死亡していた場合における犯人隠避罪の成否である）は、自動車の運転を交代して正犯者に運転させた被告人について、酒気帯び運転の幫助犯の成立を肯定した。この他、④長野地判平成二四年七月五日判例集未登載は、運転者と居酒屋で飲酒した後、運転者が酒気を帯びていることを知りながら、運転者が運転する自動車に同乗した被告人

について、「黙示の依頼」があったとして、「飲酒運転の帮助犯という性質を有する」ところの飲酒運転同乗罪（道交法六五条四項）の成立を肯定している。

次に、危険運転致死傷罪との関係では、⑤仙台地判平成二〇年九月一九日判例集未登載がある。これは、正犯者による危険運転致死傷の事案に先立ち、正犯者に普通貨物自動車を運転して自宅まで送り届けるように依頼した上、駐車料金の一部を負担して同車両を同駐車場から出庫させた被告人について、客観的には正犯者の危険運転行為を幫助したといえるとしつつも、被告人は車が駐車場を出てすぐに寝てしまい、正犯者の実際の運転行為を認識していなかったことから酒酔い運転を幫助する意思しかなかったとして、その限度で帮助犯の成立を肯定した（この結論自体は、仙台高判平成二二年二月二四日高刑速（平二一）号三〇九頁によつて是認され確定している）。

### 3 本決定の検討

#### (1) 本件各審級の判断枠組み

このような状況の中で本件が問題となったのであるが、まずは本件各審級の判断枠組みを確認しておく。第一審判決は、被告人両名の「了解」と「黙認」という二つの行為を明確に区別し、個別に検討を加えた上で、それぞれが「帮助行為」に当たると認定している。これは、検察官が、「了解」と「黙認」の双方が認められればもちろん、いずれか一方しか認められなくても帮助罪が成立する旨主張していたところ、このような考え方を是認したものと理解できらるであろう。また、被告人両名には、Aが本件車両を走行させることを制止すべき「作為義務」が認められるとした上で、「被告人両名の黙認による帮助は、作為による帮助と同視することができる」と述べていることから、「黙認」

を明らかに不作為として構成していることがその特徴として挙げられる。これに対して、控訴審判決は、「Aとの関係、犯行に至るまでの経緯等の状況に照らしてその了解・黙認が処罰に値する実質が備わった幫助行為と認められた」と述べるにとどまっております。本決定も、「被告人兩名の了解とこれに続く黙認という行為が……Aの危険運転致死傷罪を容易にした」と述べるに過ぎないから、両審級における「了解」と「黙認」の関係は必ずしも明らかではない。

また、いずれの審級も、Aと被告人兩名の関係、Aが被告人兩名に本件車両発進につき了解を求めるに至った経緯及び状況、これに対する被告人兩名の応答態度等（以下、「本件諸事情」あるいは単に「諸事情」という）を、幫助犯の成立を肯定するための重要な要素として考慮していることは疑う余地のないところであるが、これらの「諸事情」を、本決定が幫助犯の成立要件との関係でどのように位置づけているのかも明らかではない。すなわち、仮にこれらの「諸事情」が幫助犯の成立にとって消極に評価される場合、被告人の「了解・黙認」行為がそもそも客観的に「幫助行為」に当たらないと解されるのか、それとも、客観的には「幫助行為」に該当するものの、当該事案においては正犯者の犯意を強化したとはいえないとして、いわゆる「心理的因果性」が否定されるのかは、検討の余地がある<sup>3)</sup>。そこで、以下ではこれらの点について検討を加えることとする。

## (2) 「了解」と「黙認」の関係について

まず、本決定が「作為義務」の有無を問題としていないこと等から、第一審判決とは異なり、「了解」行為と「黙認」行為ともに作為犯として構成されたとする見解がある<sup>4)</sup>。しかし、控訴審判決及び本決定は「黙認」を不作為犯構成することを明示的に否定したわけではないので、第一審判決の考え方をそのまま是認したと見る余地もある。ただし、前述の通り本決定は「被告人兩名の了解とこれに続く黙認という行為」と述べているものの、不作為も「行

為」である以上、仮に黙認を不作為として構成したとしても、黙認という行為について叙上のように表現することは十分にあり得ることである。したがって、本決定が黙認を作為犯として構成したとまで言い切ることには慎重であるべきであろう。

ところで、本決定は「了解を得られたことが重要な契機となつている」とするのみで、運転中に「黙認されたことが（も）重要な契機となつている」とは述べていない。このことから、本件において第一義的な意味を有するのは「黙認」に先行する「了解」行為であつたと推測される。このように解するならば、了解行為だけでも十分に被告人兩名には幫助犯の成立を認め得るであろう。<sup>(5)</sup>ただ、黙認行為をも別途問題にするとしても、この黙認行為が了解行為に引き続き行われているので、本決定があえて作為義務の有無を検討せずとも、いわば「一連の行為」として、黙認をも幫助行為として評価することが可能であつたとも考えられよう。<sup>(6)</sup>このような観点からは、黙認行為はあくまでも了解行為を補充する意味を持つにとどまるので、結局のところ本事案においては、黙認が作為か不作為かという点がそれほど重要な意味を持つわけではない。

なお、黙認行為が作為か不作為かという点が正面から問われるべきなのは、例えば「当初、運転手は酔つていなかったのに同乗者も安心して乗車したが、その後、同乗者の睡眠中に車内で運転手が飲酒し酩酊状態になつたところ、走行中に目を覚ました同乗者が情を知りつつ黙認したようなケース」であろう。もつとも、本決定はこのような事案に言及するものではなく、本決定の射程を超えるであろうから、これ以上は立ち入らないが、仮に黙認行為が（了解行為の存否とは無関係に）作為として構成されるのだとすれば、正犯者の運転続行を制止すべき同乗者の作為義務の有無を検討するまでもなく、このような黙認行為が、少なくとも客観的には幫助行為に該当し得ることになつてしまふこ



とには注意を要するであろう。

(3) 「幫助行為該当性」と「心理的因果性」

次に、個々の事案における「諸事情」が、そもそも客観的な幫助行為該当性に影響し得るのか、それとも、広く幫助行為該当性自体は肯定された上で、事案ごとの「諸事情」は単に因果性の存否を判断するための一資料とされるに過ぎないのかは、前述の通り検討の余地がある。仮に前者のように考えるのであれば、「了解・黙認が処罰に値する実質が備わった幫助行為と認められ」るための要件として、「正犯者との関係、犯行に至るまでの経緯等の状況」などを考慮することが必要とされることになるから、例えばたまたま居酒屋で知り合って一緒に飲酒しただけの者が飲酒運転に対して了解・黙認を与えても、この行為はそもそも客観的に「幫助行為」には該当しないことになる<sup>(7)</sup>。

しかしながら、一般的には、「幫助の手段、方法、態様は、多種多様であつて、特段の制限はない<sup>(8)</sup>」ものと解されている。本決定も、昭和二四年判例を引用していることから、これと同様の理解に立っているものといえよう。ただ、そうすると幫助行為に該当する行為は幅広くものになりかねない。具体的には、「一緒に飲酒した者、酒を提供した者、見送った者、同乗していた者等が、運転者の犯意を強化したとして幅広く幫助犯の射程に入ってくる」との批判的見解があるところ<sup>(8)</sup>、これらの者の了解・黙認行為が、少なくとも客観的には危険運転致死傷罪の幫助行為に当たり得ることを否定できないように思われる。そこで、これらの者の客観的には幫助行為に該当する行為について幫助犯として可罰的な範囲を画するために、因果性の判断が問題となる<sup>(9)</sup>ところ、本決定が「重要な契機となつている」と認定している点は重要な意義を有するであろう。すなわち、「本件諸事情」が整っている状況下でなされた「被告人両名の了解とこれに続く黙認という行為」であるからこそ、「Aの運転の意思をより強固なものにすることにより、

Aの危険運転致死傷罪を容易にしたことは明らか<sup>(9)</sup>であると認定されたものと考えられる。このように解すると、本件で問題となった了解・黙認行為が前述の各裁判例における幫助行為に比して「消極的……な働きかけ」<sup>(10)</sup>であった、などとはもはやいえないであろう。本決定が「重要な契機となつている」とまで述べていることは、このことの証左である。

ただ、既に指摘されているように<sup>(11)</sup>、少なくとも「本件諸事情」を前提とする限り、被告人兩名の了解・黙認行為と正犯者の危険運転行為との間には、単なる促進関係を超えた条件関係が存在するようにも思われるところ（本件車両をAが走行させることについて被告人兩名が初めから了解を与えなかったならば、果たしてAは本件車両をそれでも走行させることがあったであろうか）、幫助の因果性としてこのような条件関係まで要求することは、通説的な理解から乖離している。それゆえ、本決定のいう「重要な契機」という要件を、幫助犯の成立要件として過度に一般化して理解するべきではない。そもそも、この「重要な契機」を徹底するならば、危険運転致死傷罪が自手犯的な側面を有していることを考慮してもなお、共謀共同正犯の法理を前提とする限り、共同正犯と幫助犯とを区別しにくくなるのではなからうか。ただ、前述のように客観的に幫助行為に該当する行為は相当に幅広いものであると解した上で、「重要な契機」とまではないえない場合であっても幫助の因果性を肯定することが可能であるとすると、結局のところ、幫助犯の成立範囲の拡大に歯止めをかけるためには、どのような方法が考えられるのであろうか。

#### (4) 幫助「故意」

この点について、最決平成二三年一月一九日刑集六五卷九号一三八〇頁（Windy事件）の理論構成が参考になるかもしれない。この事案では、被告人の行為は客観的には幫助行為に該当し得るものの、当該事案との関係では故意

が否定される、という理論構成が用いられていた<sup>(12)</sup>。本稿で検討すべき本決定は「中立的行為」が問題となる事案ではおよそあり得ないが、Windy事件の理論構成それ自体は参考になるように思われるので、この「幫助故意」を否定する枠組みについて、以下で若干の検討を加えたい。

まず、第一審判決は、「被告人兩名は……五時間近くにわたりAと共に飲酒し、その後……本件車両に同乗するなど長時間にわたりAと行動を共にしていた」という事実をもって、「被告人兩名は、Aが、本件当時、高度に酩酊していて、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったことを認識していたと認めるのが相当」としていいようである<sup>(13)</sup>。ただ、この事実だけでは、前述の⑤裁判例のように「正犯者の実際の運転行為を認識していなかったことから酒酔い運転を幫助する意思しかなかった」と認定する余地が完全に排斥されているとまでいえるかはやや微妙であるとも考えられ、本決定において危険運転致死傷幫助罪の故意を認めるには不十分であるとされた可能性も皆無ではなかったかもしれない。

これに対して、控訴審判決では、最初の飲食店で飲酒をした後に、別の場所に向かってAが本件車両で疾走する様子を後から追う車内から見ていて、スピードを出してテールランプが左右に揺れるように見えたため、被告人兩名は「あんなに飛ばして大丈夫かな」などと話していたという事実が明示的に認定されており<sup>(14)</sup>、これは本決定においても是認されている。この事実によれば、本件では、被告人兩名は正犯者がまさしく危険運転に該当する態様で本件車両を走行させている様子を間近で現認していたことになる。そうすると、正犯者が(当時の)刑法二〇八条の二第一項前段における「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にある、ということ向被告人兩名が認識していたと容易に認定することが可能であろう。同罪の幫助犯の成立を肯定するためには、正犯者が「酒酔い運転をする可能

性がある」という程度の認識では足りず、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にある、ということが幫助故意の認識対象として要求されるべきであるように思われるところ、本決定が、叙上の事実を認定していることには意義がある。

#### 4 本決定の意義

本決定は、被告人兩名が了解を与えた後になおも同乗を続け黙認していた事案に関するものであるところ、例えば了解を与えただけで非同乗のケース、あるいは、(了解を与えた上で)同乗したが発進後は酔いのため眠っていた場合など<sup>(15)</sup>について、本決定は直接に言及しているわけではない。ただ、少なくとも第一審判決のように、了解と黙認のうちどちらか片方の行為だけでも幫助行為に該当すると考えるならば、例えば了解を与えただけで非同乗のケースでも幫助犯が成立し得ることになる。もつとも、了解と黙認のいずれか一方しか存しない事案や、あるいは非同乗の事案であったとしても、繰り返しになるが本決定は心理的因果性を認定するにあたり「本件諸事情」を重視していると考えられるので、これらの「諸事情」いかんによっては、幫助犯の成立が肯定されるであろう<sup>(16)</sup>。

また、判例上、結果的加重犯に対する共犯が問題となる場合における共犯者の故意としては基本行為の故意で足りるとされてきたところ、<sup>(17)</sup>本決定は「被告人兩名は、Aがアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であること  
を認識しながら」と述べていることから、危険運転致死傷罪に対する幫助の故意の認識対象としては、単なる酒酔い  
運転の認識では足りないことを示したものであるとも解釈可能である。もちろん、前述のように、本事案では正犯者  
の危険な走行行為を被告人兩名が認識していたために、このような認定がしやすかったに過ぎない(という可能性を否

定できない)、という点には留意する必要がある。とはいえ、本決定は、同罪に対する幫助の故意をあえて踏み込んで認定したと読むことも可能であり、このような姿勢は評価されるべきであるように思われる。

(1) 本件の正犯者であるAには、さいたま地判平成二〇年一月一二日判例集未登載において危険運転致死傷罪の成立が肯定された上で懲役二六年(求刑懲役二〇年)が言い渡され、量刑不当を理由に控訴がなされたものの、東京高判平成二一年一月二七日高刑速(平二一)号一四三頁がこれを棄却し、確定している。また、最初の飲食店でAらに酒を提供した居酒屋経営者には、道交法一一七条の二の二三号違反の罪(酒類提供)で懲役二年執行猶予五年の有罪判決が下されている(さいたま地判平成二〇年六月五日判時二〇二二号一六〇頁)。

(2) この論点については、深町晋也「本件判批」判例セレクト二〇一三「I」(二〇一四年)三三三頁、保坂和人「本件判批」警察学論集六七卷一号一四七頁以下など参照。

(3) 西田典之ほか編『注釈刑法第一巻』(有斐閣、二〇一〇年)九一九頁(嶋矢貴之執筆)も、強盗犯人に鳥打ち帽子と足袋を与えた行為(大判大正四年八月二五日刑録二一輯一二四九頁)や賭場の開帳に際して塩まきする行為(名古屋地判昭和三三年八月二七日判時一六七号三五頁)を念頭に、「これらは、行為が文言上『幫助』行為に該当しないという理解も可能であるが……幫助の因果性が希薄であり、十分に認められないと理解することも可能であろう」としていることから、「幫助行為」該当性の問題と「因果性」の問題とが交錯し得るということを物語っているといえよう。

(4) 亀井源太郎「濱田新」本件判批」法律時報八六卷二号(二〇一四年)一二四頁、亀井源太郎「本件判批」平成二五年度重要判例解説(二〇一四年)一六七頁。内田浩「本件判批」刑事法ジャーナル三八号(二〇一三年)九六頁も参照。

(5) 内田・前掲注(4)九六頁参照。これに反対する論者として、深町・前掲注(2)三三三頁。

(6) 「一連の行為」として理解するものとして、深町・前掲注(2)三三三頁。これに対して、本田稔「本件判批」法学セミナー七〇四号(二〇一三年)一一五頁は、「了解と黙認を一連の行為として捉えても、危険運転致死傷罪の幫助を認め得るかは疑問」とする。

(7) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法(第二版)第五卷』(青林書院、二〇〇五年)五四九頁(堀内信明「安廣文夫執筆」)。

- (8) 上野幸彦「本件第一審判批」刑事法ジャーナル三五号(二〇一三年)一三一頁。
- (9) 亀井・前掲注(4)一六七頁。
- (10) 内田・前掲注(4)九四頁。
- (11) 内田・前掲注(4)九六頁。
- (12) 詳しくは、水落伸介「判批」法学新報一二〇卷三・四号(二〇一三年)五五九頁参照。
- (13) 刑集六七卷四号五二三頁。
- (14) 刑集六七卷四号五四四頁。
- (15) 内田・前掲注(4)九六頁。
- (16) 亀井Ⅱ濱田・前掲注(4)一二七頁。
- (17) 傷害致死罪に対する教唆の事案ではあるが、例えば大判大正一三年四月二十九日刑集三卷三八七頁参照。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)